

## 秋田県告示第66号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年1月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 河川の名称 一級河川雄物川水系 旭川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成30年1月30日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
秋田市濁川字草刈場1番1、1番90、1番97、1番98及び39番	土地	299.00平方メートル

関係図面は、秋田県建設部河川砂防課及び秋田県秋田地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

- 4 その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。